

川崎市食の安全確保対策懇談会委員選任要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、川崎市食の安全確保対策懇談会委員（以下「委員」という。）の選任について必要な事項を定めるものとする。

(選任基準)

第2条 委員の選任に当たっては、食の安全確保に関する問題の複雑化、多様化に対応し、懇談会の公正な運営を確保する上から、食の問題に知識・理解の深い者、食品等の購入に関し高い意識を有する消費者及び食の安全確保に努めて生産、販売等している事業者であることとする。

(委員の構成)

第3条 懇談会委員の構成は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学識経験者 食の問題に関し専門的又は広範な知識・経験を有する者2人以内
- (2) 消費者 市内消費者団体を代表する者又は市民公募 4人以内
- (3) 食品関係等の事業者 市内事業者団体を代表する者3人以内

(選考委員会の設置)

第4条 第3条第2項の市民公募については、川崎市食の安全確保対策懇談会公募市民委員選考委員会を設置し、選考するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。